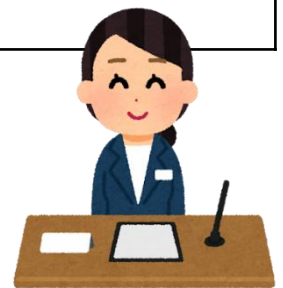


# 改正旅館業法 説明会



令和5年12月13日から、旅館業法が改正されました。説明会に参加希望の場合は、裏面の申し込み用紙にて、お申し込みください。(〆切:1/30(火)まで)

日時	場所	内容
2月6日(火) 13:30~15:00	鳥取市役所2階 多目的室1 (鳥取市幸町71番地)	○主な改正内容 ○質疑応答



## 旅館業法 改正のポイント

### 1 宿泊拒否事由の追加

カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った者の**宿泊を拒むことができる**こととされた。

### 2 感染防止対策の充実

- ①特定感染症の国内発生期間に限り、旅館業の営業者は、宿泊者に対し、必要な限度で特定感染症の**感染防止対策への協力を求める**こととされた。
- ②宿泊名簿の記載事項として、「**連絡先**」が追加され、「**職業**」が削除された。

### 3 差別防止の更なる徹底等

- ①営業者は、感染症のまん延防止対策の適切な実施や特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービス提供のため、**従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない**こととされた。
- ②営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、**みだりに宿泊を拒むことがないように**することとなった。

### 4 事業譲渡に係る手続き

事業を譲り受ける者は、**新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継**するものとされた。

<問合せ先>

鳥取市市民生活部環境局生活環境課

電話 0857-30-8083 FAX 0857-20-3918

メール kankyo@city.tottori.lg.jp

# 改正旅館業法説明会 申込用紙

必要事項を記載の上、FAX又はメールのいずれかで提出してください。

施設名称	
参加者名	
連絡先	電話
	メール
質問事項	(質問事項がありましたら、記入をお願いします)